

○環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）	．．．．．	1
○農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	2
○自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	3
○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	4
○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	5
○騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	7
○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	8
○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	9
○自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	10
○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	11
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	12
○浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	13
○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	14
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	15
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	16
○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	17
○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	18
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	19
○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	20
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	21
○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	22
○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	23

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（抄）（附則第二項関係）	24
○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）（抄）（附則第二項関係）	25
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）（附則第二項関係）	26
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）（抄）（附則第二項関係）	27
○気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）（附則第三項関係）	28

改正案	現行
<p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第四節 地方支分部局</p> <p>（地方環境局）</p> <p>第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境局を置く。</p> <p>2 地方環境局は、環境省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>3 地方環境局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。</p> <p>（削る）</p>	<p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第四節 地方支分部局</p> <p>（地方環境事務所）</p> <p>第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。</p> <p>2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。</p>

改 正 案	<p>（権限の委任） 第四十四条（略） 2 第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境局長に委任することができる。</p>
現 行	<p>（権限の委任） 第四十四条（略） 2 第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。</p>

改 正 案	<p>（権限の委任） 第六十九条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>
現 行	<p>（権限の委任） 第六十九条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第四十条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境局長に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第四十条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に長に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第三十条の三 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第三十条の三 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十四条の五 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十四条の五 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十六条の二（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第十六条の二（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	<p>（権限の委任） 第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>
現 行	<p>（権限の委任） 第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十二條 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十二條 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第五十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第五十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

改 正 案	<p>（権限の委任） 第五十六条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境局長に委任することができる。</p>
現 行	<p>（権限の委任） 第五十六条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に長に委任することができる。</p>

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）（附則第二項関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（権限の委任） 第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を<u>地方環境局長</u>に委任することができる。 2・3 （略）</p>	<p>（権限の委任） 第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。 2・3 （略）</p>

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十三条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十三条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十六条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第十六条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の委任）</p> <p>第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境局長に委任することができる。</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。</p>

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣及び環境大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長に、環境大臣の権限にあつては環境省令で定めるところにより地方環境局長に、それぞれ委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣及び環境大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長に、環境大臣の権限にあつては環境省令で定めるところにより地方環境事務所に、それぞれ委任することができる。</p>

○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十九条（略） 2 第二十一条第三項、第二十二條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長</u>に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任） 第二十九条（略） 2 第二十一条第三項、第二十二條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所長</u>に委任することができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任） 第百三十七条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境局長に委任することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（権限の委任） 第百三十七条（略）</p> <p>2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、<u>地方環境事務所に委任することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（気候変動適応広域協議会）</p> <p>第十四条 地方環境局その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 協議会の庶務は、地方環境局において処理する。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（気候変動適応広域協議会）</p> <p>第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。</p> <p>5 （略）</p>